

令和8年度より、 しがネット受付サービスによる 申請の受付を開始します！

変更内容

<変更前> 令和7年度の申請まで
メール、郵送もしくは持参 による提出



<変更後> 令和8年度の申請(令和7年度の実績)から
原則、しがネット受付サービス による提出
メールでの申請書の提出は受け付けません。

※受付開始に向けて、様式第1号・第2号を改正しています。必ず県HP等を御確認ください。



変更内容についてのQ&A

Q: 様式第1号、第2号の改正はどのような内容か。

A: 様式第1号…主には申請者欄への「役職名」の追加や注意事項の加筆修正等
様式第2号…主には注意事項の加筆修正、下部の誓約欄の削除等

Q: 郵送、持参による提出は受け付けてもらえるのか。

A: 郵送、持参による提出は受け付けます(メールでの提出は受け付けません)。
ただし、しがネット受付サービスでの申請と比較して認定に時間を要する
可能性があります。

Q: 認定結果はどのように通知されるのか。

A: しがネット受付サービスにより申請した場合、申請時に登録されたアドレスに
メールを送信します。そのメールに記載のURLから認定通知書のダウンロード
を行ってください。郵送による通知書の送付は行いません。

しがネット受付サービスのQRコード→
※申請受付開始は4/1～となります。



しが障害者施設応援企業認定制度の
県ホームページ→
※各様式やしがネット受付サービスの
申請方法等を掲載しています。



しが障害者施設応援企業認定制度とは

個人事業者または法人が、障害者就労施設等が提供する物品やサービスを年間3万円以上調達した場合に、「しが障害者施設応援企業」として認定する制度です。（※調達金額以外にも、認定にはいくつか要件があります。）

認定要件の詳細や申請方法等は以下の滋賀県ホームページをご確認ください。

<県HP「しが障害者施設応援企業認定制度」>

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syogaifukushi/16413.html>

（前年度）4月1日～3月31日

4月1日～7月31日



物品または役務の調達
（障害者就労施設等から）

申請・認定

障害者就労施設等への発注（物品・サービスの品目例）

物 品

- 印刷（名刺・会社の封筒等）
- 事務用品（コピー用紙・軍手等）
- 消耗品（トイレトペーパー・電池・蛍光灯等）
- 飲食料品（パン・クッキー・ケーキ・珈琲等）
- 生花、プランター、苗 など



役務(サービス)

- 軽作業（封入・発送代行・チラシ折等）
- 清掃・除草作業・ワックス掛け
- クリーニング
- チラシ等の作成
- データ入力 など



発注方法について



① 県HP掲載の「サービスリスト」等から注文したい物品やサービスと取り扱う施設等を探します。



② 障害者就労施設等に直接注文できます。
※発注時期や取扱地域によって、対応できない場合がありますため御留意ください。



③ 積極的な発注をお願いします！

滋賀県ホームページ「障害者就労施設等が取り扱う物品・サービスリストについて」内の物品・サービスリストをご覧ください！

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syogaifukushi/325164.html>



【問合せ・申請先】

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県障害福祉課 社会活動係
TEL:077-528-3541 FAX:077-528-4853